資料1

年金記録の管理のこれまでの経緯について

わが国の年金制度は、社会保険方式を原則としており、給付を受けるためには、一定の保険料の納付が必要である。

このため、年金額の計算は、保険料納付済み期間等に基づき行う必要があることから、個人個人の保険料納付記録等の被保険者記録を長期間適切に管理する必要がある。

Ⅰ　基礎年金番号導入前の年金記録の管理

1　オンラインシステム導入以前

1）厚生年金保険

○　厚生年金保険については、適用事業所の事業主に保険料を賦課するため、社会保険事務所において、事業主からの届出に基づき事業所毎の「被保険者名簿」により被保険者の記録を管理していた。

○　また、被保険者名簿の記録については、資格喪失を契機として社会保険業務センターに送付され、年金を裁定するために必要な記録を被保険者毎に「原簿」（厚生年金被保険者ファイル）で管理していた。

2）国民年金

○　国民年金については、市町村において適用事務と保険料の収納事務を行っていたことから、国民年金の被保険者記録は、市町村の「被保険者名簿」により管理していた。また、社会保険事務所において、市町村の被保険者名簿に基づき作成した「被保険者台帳」により記録管理を行っていた。

○　社会保険業務センターにおいては、社会保険事務所から送付される被保険者台帳の情報に基づき、年金を裁定するために必要な記録を被保険者毎に「原簿」（国民年金被保険者ファイル）で管理していた。

３）紙台帳・名簿の磁気テープ化

○厚生年金においては、昭和３２年からパンチカードによる機械処理を導入した。
また、厚生年金では昭和３７年から、国民年金では昭和４０年から、磁気テープによる電算処理を導入した。

○この段階においては、社会保険事務所において作成する紙媒体の被保険者名簿、被保険者原票（厚生年金）、被保険者台帳（国民年金）と、中央の社会保険業務センターの磁気データの原簿ファイルが併存している。

○また、機械処理・電算処理の導入以前の紙媒体の台帳を、磁気データに入力する作業が行われている。

○なお、この紙媒体の台帳等は、一部を除き、マイクロフィルムにより保管されている。

２　オンラインシステムの導入

○　これらの被保険者記録の管理、年金の裁定・支払い処理に関する膨大な事務処理は、紙媒体を中心に行っていたが、長期にわたる記録管理を適切に行い、年金相談の充実、裁定の迅速化などサービスの向上を図るため、全国の社会保険事務所と社会保険業務センターを結ぶオンラインシステムを昭和５４年度から順次導入し、平成元年２月にシステム全体が完成した。

○　オンラインシステムでは、届出書等に基づき直接入力するため、紙媒体の台帳や名簿は存在しない。